

令和4年度 第6回総会

議 事 録

堺市農業委員会

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和4年9月8日(木) 午後1時30分から午後2時5分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

### 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

芝尾恭典	西尾朝嗣	光田裕次
檀野隆一	柳下清隆	山本光男
松川幸男	池上正昭	田中宏
中野元裕	藤田昇	北井秀信
橋本雅世		

(3) 欠席委員

山本一彦

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

小林義博	井上和夫	野口宜律
中尾美昭	高岡一平	塔本順一
藤原武平	寺山忠夫	岡所次郎
重谷勝次	坂口竹四郎	

(5) 欠席委員

野里孝雄 岸田勝夫

### 3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 名越幸司

事務局次長 河辺眞佐彦

主 幹 西本和子

主 幹 山本幸夫

立石竜也

#### 4 付議事項

- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第38号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理事業分)
- 議案第41号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
- 報告第28号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第29号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第31号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第32号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第33号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第6回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、中野元裕委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第33号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計14件であります。

それではまず、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第27号から第33号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第27号は、申請地は北区金岡町で市街化調整区域内にあり、周辺は道路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,246平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第28号は、申請地は北区金岡町で市街化調整区域内にあり、周辺は宅地、道路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,251平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第29号は、申請地は東区八下町3丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,117平方メートルで現在水稻及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第30号は、申請地は北区中村町で市街化調整区域内にあり、周辺は宅地、道路、田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は482平方メートルで現在野菜と一部保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第31号は、申請地は東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,250平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第32号は、申請地は中区深井畑山町で市街化調整区域内にあり、周辺は里道、ハウス、畑及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は2,244平方メートルで現在ハウスの状態です。

今回、使用貸借による権利を設定し、申請地を借り受けるための申請です。

次に、受付番号第33号は、申請地は中区深井畑山町で市街化調整区域内にあり、周辺はハウス、里道及び畑に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,130平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

なお、受付番号第32号の被設定人及び第33号の譲受人につきましては農地法第2条第3項各号の「組織要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」に適合しており、農地所有適格法人の要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

以上7件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「下限面積要件」、「地域調和要件」及び受付番号第27号から第31号については

「農作業の常時従事要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第3号をご説明いたします。

受付番号第3号は、自己転用するものです。申請人は美原区小平尾に居住する会社役員で、申請地は美原区小平尾の畑1筆、面積は129平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、自身が役員を務める電子機器メーカーの従業員及び会社が利用するため、本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年8月26日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び北東側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック1段積する計画です。その他一般基準についても、

申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第23号から第30号をご説明いたします。

まず、受付番号第23号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区太平寺でリース業を営む法人で、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は347平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在使用している資材置場が手狭となったため、隣接している本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年8月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については南側水路に放流する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第24号は賃借権を設定し転用するものです。申請人

は被設定人が美原区黒山で不動産業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は145平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業所敷地内には来客用駐車場がないため、事業所から近距離にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年8月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び北側既設U字溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第25号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府河内長野市美加の台1丁目でレンタカー業を営む法人で、申請地は美原区丹上の田1筆、面積は502平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業拡大により現在使用している資材置場が手狭となったため、本申請地を取得し、レンタカー置場として使用するものです。

申請は令和4年8月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し、西側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはブロック3段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第26号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区黒山で不動産業を営む法人で、申請地は美原区今井の畑2筆、面積は合計751平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は提携先建設業者の従業員用駐車場が不足しているため、本申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年8月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び敷地内新設U字溝より北側側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック1段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第27号は賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府松原市河合1丁目で土木建築業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は479平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している資材置場が手狭となったため、事業所から近距離にある本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年8月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内新設U字溝より北側水路へ放流する計画です。周囲には万能塀を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第28号は賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東京都中央区日本橋室町2丁目で不動産業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は945平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣でオープン予定である商業施設の従業員用の駐車場が不足しているため、本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年8月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内新設素掘り側溝より西側水路へ放流する計画です。周囲にはピン柵・ロープ及びフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第29号は所有権を移転し転用するものです。申請人

は譲受人が美原区小平尾に居住する会社役員で、申請地は美原区小平尾の畑1筆、面積は194平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、譲受人が役員を務める電子機器メーカーの従業員及び会社を利用するため、本申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年8月26日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び北東側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック1段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第30号は賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪市浪速区大国1丁目に居住する社会福祉法人の理事長予定者で、申請地は北区中村町の田4筆、面積は合計3,008平方メートルのうち2,556.47平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地を賃借し、老人福祉施設を建築するものです。

申請は令和4年8月26日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内既設汚水柵より南側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内新設雨水枡及び既設雨水枵より南側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案の

とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第37号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第37号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第7号から第9号をご説明いたします。

まず、受付番号第7号は、申請人が北区蔵前町3丁に居住する会社員兼農業者で、申請地は北区中村町と北区蔵前町3丁の田2筆、面積は合計2,267平方メートルのうち1,776.67平方メートル、現在うねの状態です。

次に、受付番号第8号は、申請人が北区新金岡町5丁に居住する農業者で、申請地は北区蔵前町3丁の田1筆、面積は1,005平方メートル、現在野菜の状態です。

次に、受付番号第9号は、申請人が東区日置荘田中町に居住する会社員兼農業者で、申請地は東区日置荘西町6丁と東区草尾の田畑、原野(現況畑)5筆、面積は合計3,689平方メートルのうち3,576.70平方メートル、現在野菜及び水稻の状態です。

以上3件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第38号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第38号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第8号から第10号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、相続人が大阪府和泉市若樫町に居住する農業者で、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は390平方メートルの持分2分の1、195平方メートル、現在は農地として利用されていない状態です。

次に、受付番号第9号は、相続人が大阪府和泉市若樫町に居住する農業者で、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は390平方メートルの持分2分の1、195平方メートル、現在は農地として利用されていない状態です。

次に、受付番号第10号は、相続人が大阪市住吉区苅田5丁目に居住する農業者で、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は965平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第38号から第43号をご説明いたします。

まず、受付番号第38号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は406平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第39号は、申請地は南区小代の田1筆、面積は1,089平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第40号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は515平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第41号は、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は833平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は4年9カ月です。

次に、受付番号第42号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,105平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第43号は、申請地は南区檜尾の田3筆、面積は合計1,717平方メートルで、現在水稻及び野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画はいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第40号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第44号と第45号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第44号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は1,364平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第45号は、申請地は南区泉田中の田1筆、面積は1,058平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

せんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第41号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第41号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」をご説明いたします。

本指針は、農業委員会等に関する法律第7条に基づく、堺市農業委員会の、農地等の利用の最適化の推進に関する指針となります。

別紙の議案説明書「議案第41号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」をご覧ください。

第1として基本的な考え方、第2として具体的な目標と推進方法を定めております。目標と推進方法は、担い手への農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3項目に分け、それぞれの現状と、令和5年度末までに達成すべき目標について記載しております。

本指針は、総会における議決の日から施行し、目標達成期日である令和5年度末日までとしたうえで、令和6年度初めに改定を行う、としております。

また、令和6年の改定以後は、原則として3年ごとに改定を行うもの、としております。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第28号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第33号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第28号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第33号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第28号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第29号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は14件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第30号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第5号は申請地が東区八下町3丁の田1筆で、面積は1,117平方メートル、離作補償はなしで双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第31号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第2号は申請地が東区北野田の田1筆、面積は169平方メートル、申請人の年間耕作日数は100日、市街化調整区域内の耕作面積は7,731.52平方メートル、申請目的は農家住宅建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第32号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。まず受付番号第15号は申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第19号は申出者が夫で、主たる従事者の故障、次に受付番号第20号は申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第21号は申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第22号は申出者が夫の母で一定割合以上従事する者の故障、次に受付番号第23号は申出者が夫で主たる従事者の故障、次に受付番号第24号は申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。各案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第33号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第25号は、申請地が南区富蔵の畑1筆で面積は82平方メートル、現況は住宅、経過年数は60年以上、次に受付番号第26号は、申請地が中区東山と中区平井の畑3筆、面積は合計1,241平方メートル、現況は貸ガレージ、作業場、車庫、中庭及び事務所、経過年数は45年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第6回総会に付議された案件は、すべて議了い

たしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第34号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第35号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第36号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第37号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第38号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第39号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第40号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第41号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第28号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第29号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第30号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第31号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第32号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第33号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

田中 宏

委

員

中野元裕